

令和2年3月

尼崎市 市長

令和2年度成の入札・契約制度の改善について

○ 建設工事に係る最低制限価格の設定方法の変更について

建設工事に係る最低制限価格の設定方法を、ダンピング受注防止の観点から、中央公共工事契約制度連絡協議会の平成31年3月の改正モデルに合わせる改正を行う。

(1) 概 要

ア 現 行：最低制限価格の範囲 予定価格の70%から90%まで

イ 改正後：最低制限価格の範囲 予定価格の75%から92%まで

※最低制限価格の算定式は従前のとおり

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

(2) 実施時期

令和2年4月1日（同日以降に指名又は公告するものから実施）

以 上